

The Weekly Report of



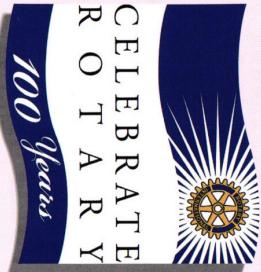
Hakodate North R.C.

函館北ロータリークラブ会報

2004~05年度
国際ロータリーのテーマ

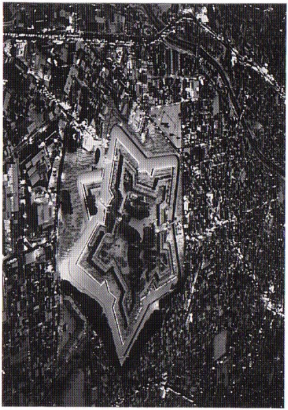
ロータリーを
祝おう

100年の歩み



2004~05年度
国際ロータリー会長
グレンE. イヌラス Sr

南木 哲雄 会長テーマ 目標に向かって全力で頑張ろう!! そして楽しもう!!



〈五稜郭〉

坂本 政博氏 撮影

《第1977回例会》 第6号 8月11日(水)

本日のプログラム

夜間例会「ビアパーティ(家族会)」

函館ハーバービューホテル 18:30~

★会長 南木 哲雄 ★幹事 大谷 賀津雄

例会場：函館国際ホテル 〒040-0064 函館市大手町5-10 TEL23-5151
 例会日：毎週水曜日 12:30~13:30 事務局：函館市大手町5-10 ニチロビル4F TEL23-3870

22. 名譽会員の選考基準に「ロータリーの運動を恒久に支援した」ことを加える。
23. 財団管理委員長および次期委員長に弁済されたすべての経費を公開する。
24. 地区財務監査報告書をクラブ代表が集まる会合で検討しなければならない。
25. 8年ごとにゾーンの境界を見直す。
26. ガバナー・ノミニの資格条件中、創立会長に限り6ヶ月以上就任とする。
(その他の会長は全期間就任が必要)
27. ガバナー・ノミニは就任する18ヶ月以内に選出する。
28. 欠点のある立法案は、規定審議会に回付しない。
29. クラブは最低10名分の人頭分担当を支払う必要がある。10名以下のクラブも10名分の人頭分担当を支払う必要がある。

2004年6月22日

(会報担当者：藤田 正男 委員)

環境との融合を目指して40年 建築設計・監理 株式会社 北匠建築設計事務所

代表取締役 松見 修二

函館市中道1丁目14番1号
TEL 0138-51-1650
FAX 0138-51-1571

(広告掲載：松見 修二 委員)

◎7月21日出席報告

会 員	39名	出席率対象会員	
		出席	規定免除会員
当日出席	27名	当日出席	11名
他クラブ出席	8名	出席合計	35名
出席率	92.11%		

・テレフォンサービス(例会移動案内)電話26-3170番

次回・8月18日
プログラム

フォーラム「ロータリー財団について」

8月4日の記録

◎司 会 南木 哲雄 会長 ◎斉 唱 君が代、我等の生業、四つのテスト

◎ピジター 函館R.C. 中山浩一君

★誕生祝 千葉会員(4日)、野田会員(7日)、大谷会員(11日)、鈴木会員(14日)

◎会長報告 南木 哲雄 会長

○7月31日に開かれた、10・11グループ「ロータリーの社会奉仕活動に関する意見交換会」への出席報告(サントリーにて)

◎幹事報告 大谷賢津雄 幹事

○ロータリーレートが1ドル108円になりました。(現行112円)

○函館R.C.12日、函館五稜郭R.C.13日、函館亀田R.C.16日、函館東R.C.17日の例会は夫々自主休会に変更です。尚合同事務所は12日～14日逐夏休みです。

○例会終了後理事会を開催致します。

○本日、会員増強委員長及び副委員長が所用で欠席のため、ロータリーについてのビデオ放映と数下ロータリー情報委員長の報告といたします。

◎親睦活動委員会 渡部 二康 委員長

ニコニコBOX投入報告

南木会長……ロータリーを楽しく、

大谷幹事・中野会員・松見会員・今井会員・増田会員・柴崎会員・竹谷会員・北村会員・数下会員・柴前会員・増山会員・阿部会員・山下(浦)会員・中川会員……毎日あついで続きますね。(月始めです) 森 会員……株式会社森時計店 68年間の営業でしたが、7月31日を持って廃業する事になりました。これからは、ただの「おじさん」で生きて行きたいと思えます。今後共宜しくご指導下さい。

◎プログラム

1. 会員増強についてビデオ観賞

2. 数下情報委員長より会員増強についての解説

3. 松見委員長より「2004年度規定審議会において採択された主な制定案」(43頁)の説明。

特に、14. 半期入頭分担金を2004-05年度\$19,500、

2005-06年度\$21,500、2006-07年度\$23,500に増額する。

18. 次期会長という役職名を新設する…を覚えて下さい。



戸辺敬話(243)

2004年規定審議会において採択された主な制定案

以下の立法案はR1定款、R1細則、標準ロータリークラブ定款の変更です。それぞれ制定案は10%以上の反対があれば効力が停止し、郵便投票によって過半数の反対があれば無効となりますが、そのような例は過去になく、事実上7月1日から発効します。たとえ正式な文書を受け取っていませんが、これらの規約を遵守する義務があります。

1. マークアップ規定の中で、「クラブのウェブサイトを通じて、30分の相互参加活動に参加した場を追加、E-クラブのホームページに30分間参加すればマークアップとして認められます。
2. マークアップ規定の中で、「ロータリー親睦活動の例会に出席」した場合を追加。正式にR1から承認を受けた「歴史と伝統の会」「ロータリー囲碁同好会」「アソチエツ無縁」等の会合に参加した場合マークアップとして認められます。クラブや地区の親睦活動ではありません。
3. 転勤先で長期間勤務している場合、双方のクラブの合意があれば、転勤先の指定クラブへの出席がマークアップとなる。
4. 理由ある出席免除(在籍年数と年齢の和が85、その他クラブ理事会が承認した出席免除)、R1役員の出席記録に算定しない。(出席率計算の分母、分子から除外)
5. 現行5年のニューモデル・クラブによる試験的プロジェクトを6年に延長する。
6. クラブが合併した場合、双方のクラブの歴史的資産(クラブ名、マーク等)を保持することができる。
7. 地区が30クラブ、1,000名未満の場合、R1理事会は地区境界の変更や合併を行うことが可能となる。
8. R1理事会の承認なしに、地区の境界外で地区大会を開くことが可能となる。
9. 地区ガバナーは地区財務諸表、報告書を提出する義務がある。
10. R1の長期計画の詳細が決定。
11. R1会長ノミニートとして指名されるためには、その意思があることを事務総長に通知しなければならぬ。
12. 事務総長を報酬を受ける唯一の役員とする。(R1会長、R1会長ノミニート、R1会長エレクトに對する例外禁止)
13. 会長、会長エレクト、会長ノミニートに会長室に併設されたすべての経費を公開する。
14. 半期入頭分担金を2004-05年度\$19,500、2005-06年度\$21,500、2006-07年度\$23,500に増額する。
15. 規定審議会に提案するクラブ提出立法案は地区の承認が必要となる。
16. 審議会代表議員候補者は地区内のいかなるクラブからも指名できる。
17. ガバナー・エレクトから免除を受けずにP.E.T.Sおよび地区協議会に出席しない会長エレクトはその役職に就任することができない。実質的に次年度から適用される。
18. 次期会長という役職名を新設する。
19. 会員身分の終結に関する仲裁に制停を新たに加える。
20. 現職でない状態で身分が終結した場合のみ、再入会を認める。
21. 会費不払いのために会員身分が終結した際、すでに職業分類が充填されている場合は、負債が完済されても正会員に復帰できない。